

令和 6 年 10 月から一部のパート・アルバイトの方が新たに社会保険の加入対象になりました。
今回は、適用拡大の概要や今後の対応について説明していきます！

加入対象者は？

2016 年 10 月～ 従業員数 501人以上	2022 年 10 月～ 従業員数 101人以上	2024 年 10 月～ 従業員数 51人以上
-----------------------------	-----------------------------	----------------------------

まず、新たに対象となる企業の条件が拡大されました。上記の「従業員数」には
正社員、契約社員、パートタイマー、アルバイトを含む「フルタイムの従業員数」と
「週労働時間がフルタイムの 3/4 以上の従業員数」が含まれます。（※70 歳以上を除く）

また、新たに下記の条件を満たす従業員（パート・アルバイトを含む）が加入対象になります。

- ☐ 週の所定労働時間が 20 時間以上 ☐ 2 か月を超える雇用の見込みがある
- ☐ 所定内賃金* が月額 8.8 万円以上 ☐ 学生ではない

* 基本給及び諸手当を指します。
通勤手当、残業代、賞与等は含みません。

加入のメリット

①年金の拡張：老齢年金や遺族年金が上乗せされます。加えて、障害年金は上乗せされるだけでなく、より軽度な障害に対するの保障も充実します。

②健康保険の保障：傷病手当金や出産手当金を受け取ることができるようになります。

加入のデメリット

①従業員：社会保険の扶養の範囲内で働いておられた方は、給与から社会保険料の天引きが発生するようになるため、手取りは減少します。

②会社：社会保険の会社負担分も発生するため、同じ支給額でもコストは増えます。

今後の対応

新たな加入対象者を把握したら、必要に応じて説明会や個人面談を行い、法律改正の内容を共有しましょう。その後、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」を届けましょう。オンラインでの申請も可能となっております。

また、社会保険に関しては現在国会で検討中の制度もあり、今後も変化し続けることが予想されます。今後従業員を採用する際に、給与額や制度等の検討がますます必要となりますので、詳しくは厚生労働省の『社会保険適用拡大特設サイト』をご覧ください。
ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください！

代表からのあいさつ



アイデアコンサルティング の伊東です。

今年も残り 3 ヶ月弱、毎年 1 年が早く感じられるのは私だけではないはず。歳を取れば取るほどではございますが、今年も気づけばあっという間でした。

このところは毎年のことですが、10 月 1 日は来年 4 月から入社予定の新卒の入社式。毎年当たり前のように新入社員に入社してもらっていますが、これもお客様の成長、繁栄があるからできること。お客様に支えられて大変有り難い仕事であると思います。

皆様の会社、事業におきましては当然たくさんのお客様がいらっしゃると思います。時にはそのお客様の顔を思い出して、最近疎遠になっている方には連絡してみるなど、秋の夜長にはいいかも知れません。

新しいお客様ももちろん大切ではございますが、ずっとお客様でいてくれる方をより大事にしたいと思う今日この頃でした。

伊東 大介 いとうだいすけ
47 歳 血液型 O 型

出身／神奈川県横浜市
趣味／仕事・お酒・読書・ダイエット

好きな言葉／ピンチはチャンス、チャンスはチャンス
好きな食べ物／麻婆豆腐・みそラーメン

仕事におけるモットー／スピード・スピード・スピード
お客様に一言／お客様の立場にたってサポートします！！

税理士法人 アイデアコンサルティング

東京都渋谷区恵比寿 4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー15階 URL: <http://www.ideaconsulting.jp>
TEL: 03-5793-4511 FAX: 03-5793-4512

Art direction & Design by drawrope

15F Yebisu Garden Place Tower
4-20-3 Ebisu, Shibuya-ku, Tokyo,
150-6015, Japan
TEL : 03-5793-4511
FAX : 03-5793-4512

2024
Autumn
Vol.37

IDEA CONSULTING

News Letter

税理士法人アイデアコンサルティング

{Contents}

- | | | | |
|---------------------|-------------------------|------------------------------|------------------------|
| 1 Prologue
プロローグ | 2 3 Information
年末調整 | 4 New Topics
社会保険の加入条件の変更 | 4 Message
代表からのあいさつ |
|---------------------|-------------------------|------------------------------|------------------------|



秋の深まりを感じる今日この頃、皆様いかがお過ごしでしょうか。

冬の訪れも近づいておりますので、体調には十分お気を付けください。

さて、今回は毎年恒例の【年末調整】について、新たなポイントを解説していきます。

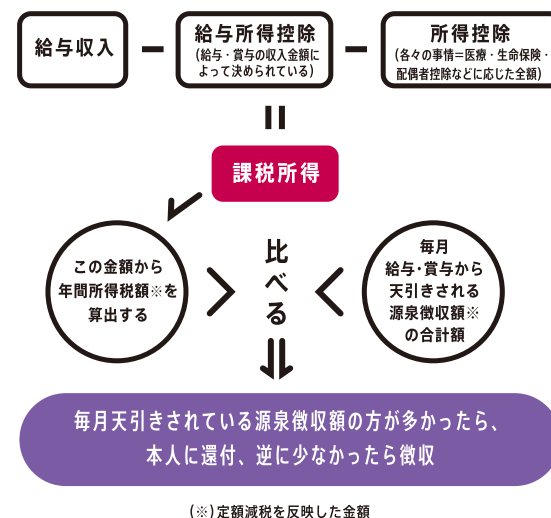
I N F O R M A T I O N

おさらい

改めて

年末調整とは

簡単に言うと「一年間に発生した所得税の過不足を精算する手続き」です。毎月給与から天引きされる所得税額はあくまでも概算であり、年間を通じて給与額や家族構成の変更があった場合、所得税の過不足が発生します。この過不足を精算しよう、という手続きです。



Schedule

企業側の年末調整スケジュール

11月

11月に入りましたら、従業員に次の書類を配布し、必要事項を記入してもらいます。

- 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
※定額減税では16歳未満の扶養親族も定額減税の対象となります。
- 給与所得者の保険料控除申告書
- 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

お子さんが生まれたり扶養親族の変更がないか、いつも以上に注意するよう呼びかけましょう。

今年転職してきた従業員からは前職の源泉徴収票も回収する必要があります。紛失している場合は再発行を依頼しましょう。そして今年は、なんと言っても定額減税です。定額減税額に基づく精算も加わり、給与計算担当者には大きな負担が予想されます。従業員からの質問もいつも以上に増える可能性がありますね。源泉徴収票の再発行や質問の確認に十分な時間を確保するためにも、書類の提出期限を11月中旬に設定し、余裕を持ったスケジュールを心がけましょう。

12月

12月(または1月)の給料日まで

年末調整の計算を行い、その結果を12月(または1月)の給与に反映します。のちのトラブルを避けるためにも所得税の追加徴収がある従業員にはあらかじめお知らせしておくとい良いでしょう。

給与明細と同時に源泉徴収票も配布します。ちなみに12月に入社した従業員がいる場合、その従業員の給与が12月中に発生した際は年末調整が必要です。

Schedule

1月

翌年1月10日まで

年末調整での清算を加味した源泉所得税の納付

翌年1月20日まで

半年に一度の納付(納期の特例)の企業

翌年1月31日まで

●法定調書合計表、源泉徴収票、報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書を税務署に提出

●給与支払報告書(源泉徴収票と同じ内容)を従業員が住む市区町村に提出

これらの作業が終われば、やっと年末調整の手続き完了です。

Pickup

国税庁の年末調整サイトのご紹介

今年は定額減税に関する事務が加わり、多くの質問や相談が予想されるため、国税庁のホームページでは「年末調整がよくわかるページ(令和6年分)」を開設しているのをご存知でしょうか。パンフレットやQ&A集、YouTube動画、電話相談センター(0570-00-5901)やチャットボット等、あらゆる相談体制が整えられています。11月中旬に分からない点を払拭し、万全の体制で年末調整の手続きに入れるよう準備していきましょう。主なリンク先を二次元コード付きでご紹介します。スマートフォンからも閲覧できますのでぜひご利用ください。

※ご利用時にかかるパケット通信料は各個人負担となりますのでご注意ください

年末調整がよく分かるページ
(令和6年分)



動画解説
(年末調整)



動画解説(定額減税)



チャットボット



隣のQRコードを認識してしまう場合などは、読み込みたいQRコード以外を手で隠したりして読み取ってください。

さいごに

近年、年末調整の手続きがデジタル化され、従業員の皆様のお手持ちのスマホやPCから煩雑な年末調整書類を素早く収集、自動計算、オンラインで配信できるシステムが増えてきました。書類の確認や管理がグッと楽になり、業務効率も向上します。デジタル化の導入にご興味をご

ざいましたら、弊社担当者までご相談ください。一緒に業務効率化にチャレンジしていきましょう。私たち税理士法人イデアコンサルティングでは、税務・会計のご相談以外にも、事務作業効率化を実現するサービスのご案内も行っています。ぜひお気軽にお問い合わせください。